議案第９９号

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（渋川市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　渋川市職員の給与に関する条例（平成１８年渋川市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項中「３１万８００円」を「３１万１，６００円」に改める。

第３０条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６３．７５」に改める。

第３３条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６３．７５」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500	
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900	
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300	
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600	
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900	
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200	
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500	
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800	
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100	
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400	
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700	
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800		
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100		
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400		
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600		
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900		
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100		
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400		
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600		
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900		
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200		

	56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500			
	57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700			
	58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000			
	59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300			
	60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500			
	61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700			
	62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000			
	63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300			
	64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500			
	65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700			
	66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000			
	67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300			
	68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500			
	69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700			
	70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000			
	71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300			
	72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500			
	73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700			
	74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400				
	75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700				
	76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900				
	77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100				
	78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400				
	79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700				
	80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900				
	81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100				
	82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400				
	83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700				
	84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900				
	85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100				
	86	275, 500	315, 300	366, 500						
	87	275, 800	315, 600	366, 900						
	88	276, 100	315, 900	367, 300						
	89	276, 400	316, 200	367, 500						
	90	276, 700	316, 500	367, 900						
	91	277, 000	316, 800	368, 300						
	92	277, 300	317, 100	368, 700						
	93	277, 600	317, 300	368, 900						
	94		317, 500	369, 200						
	95		317, 800	369, 600						
	96		318, 200	369, 900						
	97		318, 400	370, 200						
	98		318, 700	370, 600						
	99		319, 000	371, 000						
	100		319, 400	371, 400						
	101		319, 600	371, 900						
	102		319, 900	372, 300						
	103		320, 200	372, 700						
	104		320, 500	373, 100						
	105		320, 700	373, 600						
	106		321, 000	374, 000						
	107		321, 300	374, 300						
	108		321, 600	374, 600						
	109		321, 800	375, 000						
	110		322, 100							
	111		322, 500							
	112		322, 800							
	113		323, 000							
	114		323, 200							
	115		323, 500							
	116		323, 900							
	117		324, 100							

	118 119 120 121 122 123 124 125		324,300 324,600 324,900 325,200 325,400 325,700 326,000 326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第３５条に規定する職員を除く。

別表第２（第４条関係）

医療職給料表

ア　医療職給料表（１）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900
	2	319,700	432,800	488,900
	3	322,000	435,500	490,800
	4	324,200	438,100	492,700
	5	326,400	440,600	494,200
	6	329,900	442,800	495,900
	7	333,400	444,800	497,700
	8	336,900	446,900	499,500
	9	340,500	449,000	501,300
	10	344,000	450,600	503,000
	11	347,500	452,200	504,800
	12	351,000	453,800	506,600
	13	354,500	455,400	508,400
	14	358,000	456,900	510,100
	15	361,500	458,400	511,900
	16	365,000	459,800	513,700
	17	368,400	461,200	515,500
	18	371,600	462,700	517,400
	19	374,900	464,200	519,300
	20	378,100	465,600	521,200
	21	381,400	466,900	523,100
	22	384,700	468,400	524,800
	23	387,900	469,800	526,600
	24	391,000	471,200	528,400
	25	394,200	472,600	530,000
	26	396,600	474,000	531,800
	27	399,000	475,300	533,600
	28	401,200	476,600	535,100
	29	403,200	478,000	536,500
	30	404,900	479,300	538,200
	31	406,600	480,700	540,000
	32	408,400	482,100	541,700
	33	410,200	483,400	543,200
	34	412,000	484,700	544,500
	35	413,600	486,000	545,800
	36	415,100	487,400	547,100
	37	416,600	488,800	548,100
	38	418,000	490,400	549,400
	39	419,400	492,000	550,700
	40	420,800	493,500	552,000
	41	422,300	495,100	553,000
	42	423,100	496,300	553,800
	43	423,800	497,300	554,600
	44	424,500	498,300	555,400
	45	425,300	499,100	556,300
	46	425,900	500,000	557,100
	47	426,500	500,900	557,900
	48	427,000	501,700	558,600
	49	427,500	502,400	559,400
	50	427,900	503,100	560,200
	51	428,400	503,800	560,900
	52	428,800	504,400	561,800
	53	429,200	505,000	562,700
	54	429,500	505,700	563,500
	55	429,800	506,300	564,400

	56	430,200	506,900	565,300
	57	430,500	507,200	566,100
	58	430,800	507,800	566,900
	59	431,100	508,400	567,700
	60	431,400	509,100	568,400
	61	431,800	509,500	569,200
	62	432,100	510,100	570,100
	63	432,400	510,800	571,000
	64	432,700	511,500	571,900
	65	433,000	511,900	572,700
	66		512,500	573,600
	67		513,100	574,500
	68		513,600	575,400
	69		514,100	576,200
	70		514,600	577,100
	71		515,100	578,000
	72		515,600	578,900
	73		516,000	579,700
	74		516,500	
	75		516,900	
	76		517,300	
	77		517,800	
	78		518,400	
	79		518,900	
	80		519,300	
	81		519,800	
	82		520,400	
	83		521,000	
	84		521,500	
	85		522,000	
定年前再任用短時間勤務職員		339,500	386,200	446,500

備考　この表は、医師に適用する。

イ　医療職給料表（２）　削除

ウ　医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	232,500	265,700	304,700	318,200
	2	234,400	267,800	305,200	318,700
	3	236,200	270,000	305,700	319,200
	4	237,900	272,200	306,200	319,700
	5	239,600	274,400	306,600	320,200
	6	241,500	275,400	307,100	320,700
	7	243,400	276,200	307,600	321,300
	8	245,100	277,100	308,000	321,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200
	10	248,700	279,000	308,900	322,700
	11	250,600	280,100	309,400	323,300
	12	252,500	281,000	309,900	323,800
	13	254,300	281,800	310,300	324,200
	14	256,300	282,500	310,800	324,800
	15	258,300	283,200	311,200	325,500
	16	260,300	284,000	311,700	326,100
	17	262,300	285,100	312,200	326,800
	18	264,300	286,000	312,600	327,700
	19	266,400	286,900	313,100	328,600
	20	268,400	287,800	313,500	329,500
	21	270,300	288,800	314,000	330,300
	22	271,500	289,800	314,400	331,300
	23	272,600	290,700	314,900	332,200
	24	273,600	291,700	315,300	333,000
	25	274,700	292,500	315,800	333,800
	26	275,500	293,400	316,400	334,700
	27	276,300	294,300	317,100	335,600
	28	277,100	295,200	317,800	336,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300
	30	278,600	296,900	319,200	338,400
	31	279,300	297,600	319,900	339,500
	32	279,900	298,300	320,700	340,600
	33	280,600	298,900	321,500	341,800
	34	281,200	299,500	322,300	342,800
	35	281,800	300,000	323,000	343,900
	36	282,300	300,400	323,700	345,000
	37	282,800	300,800	324,500	346,100
	38	283,500	301,400	325,300	347,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300
	40	284,900	302,300	326,900	349,400
	41	285,600	302,700	327,600	350,200
	42	286,200	303,200	328,500	351,300
	43	286,900	303,600	329,500	352,400
	44	287,500	304,100	330,400	353,400
	45	288,300	304,600	331,300	354,300
	46	289,000	305,000	332,300	355,200
	47	289,700	305,500	333,300	356,200
	48	290,300	305,900	334,200	357,200
	49	290,800	306,400	335,100	358,400
	50	291,300	306,800	336,000	359,700
	51	291,700	307,300	337,000	360,900
	52	292,100	307,800	338,000	362,100
	53	292,400	308,200	338,800	363,000
	54	292,900	308,600	339,700	364,200
	55	293,300	309,100	340,700	365,300

	56	293, 700	309, 500	341, 600	366, 600
	57	294, 100	310, 000	342, 500	367, 600
	58	294, 500	310, 700	343, 400	368, 500
	59	294, 800	311, 400	344, 400	369, 600
	60	295, 100	312, 100	345, 300	370, 800
	61	295, 500	312, 800	346, 200	371, 900
	62	295, 900	313, 700	347, 300	373, 100
	63	296, 300	314, 600	348, 500	374, 300
	64	296, 600	315, 300	349, 700	375, 300
	65	296, 900	316, 000	350, 400	376, 300
	66	297, 300	316, 900	351, 500	377, 300
	67	297, 700	317, 700	352, 600	378, 400
	68	298, 000	318, 500	353, 500	379, 500
	69	298, 400	319, 200	354, 600	380, 300
	70	298, 900	320, 100	355, 300	381, 400
	71	299, 300	321, 000	356, 400	382, 500
	72	299, 600	321, 800	357, 500	383, 500
	73	300, 000	322, 700	358, 600	384, 200
	74	300, 500	323, 500	359, 800	385, 000
	75	301, 000	324, 400	360, 900	385, 800
	76	301, 500	325, 300	362, 000	386, 500
	77	302, 000	326, 100	363, 100	387, 100
	78	302, 500	327, 000	364, 200	387, 600
	79	303, 100	327, 900	365, 200	388, 100
	80	303, 500	328, 700	366, 300	388, 600
	81	304, 000	329, 200	367, 200	389, 200
	82	304, 400	329, 900	368, 200	389, 700
	83	304, 900	330, 700	369, 100	390, 200
	84	305, 400	331, 500	370, 100	390, 700
	85	305, 800	332, 300	371, 000	391, 100
	86	306, 200	333, 100	371, 800	391, 500
	87	306, 700	334, 100	372, 600	392, 100
	88	307, 200	335, 100	373, 400	392, 600
	89	307, 600	336, 000	374, 000	392, 900
	90	308, 100	337, 000	374, 600	393, 400
	91	308, 600	338, 000	375, 200	393, 700
	92	309, 100	339, 000	375, 800	394, 000
	93	309, 600	339, 800	376, 200	394, 600
	94	309, 900	340, 500	376, 600	395, 100
	95	310, 400	341, 200	377, 100	395, 600
	96	310, 900	341, 800	377, 500	396, 100
	97	311, 400	342, 200	378, 000	396, 700
	98	311, 900	342, 500	378, 400	397, 200
	99	312, 300	343, 000	378, 900	397, 700
	100	312, 700	343, 600	379, 300	398, 100
	101	313, 100	344, 000	379, 600	398, 700
	102	313, 500	344, 500	380, 100	399, 200
	103	313, 900	345, 100	380, 400	399, 700
	104	314, 200	345, 600	380, 700	400, 200
	105	314, 500	346, 000	381, 100	400, 800
	106	314, 900	346, 500	381, 600	401, 200
	107	315, 300	347, 000	382, 100	401, 700
	108	315, 600	347, 500	382, 600	402, 200
	109	315, 800	347, 900	383, 100	402, 800
	110	316, 100	348, 200	383, 600	
	111	316, 300	348, 500	384, 100	
	112	316, 600	348, 800	384, 500	
	113	316, 900	349, 100	384, 900	
	114	317, 100	349, 500	385, 300	
	115	317, 400	349, 800	385, 800	
	116	317, 600	350, 100	386, 300	
	117	317, 900	350, 300	386, 700	

	118	318,100	350,600	387,200	
	119	318,400	350,900	387,700	
	120	318,700	351,100	388,200	
	121	319,000	351,300	388,500	
	122	319,300	351,600		
	123	319,600	351,900		
	124	319,900	352,200		
	125	320,100	352,400		
	126	320,300	352,700		
	127	320,600	353,000		
	128	321,000	353,200		
	129	321,200	353,400		
	130	321,500	353,600		
	131	321,800	353,900		
	132	322,200	354,100		
	133	322,400	354,400		
	134	322,700	354,800		
	135	323,000	355,200		
	136	323,300	355,600		
	137	323,500	355,900		
	138	323,800	356,300		
	139	324,100	356,700		
	140	324,400	357,100		
	141	324,600	357,400		
	142	324,900	357,800		
	143	325,300	358,100		
	144	325,600	358,500		
	145	325,800	358,800		
	146	326,000	359,200		
	147	326,300	359,600		
	148	326,600	360,000		
	149	326,800	360,300		
	150	327,000	360,700		
	151	327,300	361,100		
	152	327,600	361,500		
	153	328,000	361,800		
	154	328,200			
	155	328,400			
	156	328,700			
	157	329,000			
	158	329,300			
	159	329,600			
	160	329,900			
	161	330,300			
	162	330,600			
	163	330,900			
	164	331,200			
	165	331,600			
	166	331,900			
	167	332,200			
	168	332,500			
	169	332,900			
定年前再任用短時間勤務職員		270,400	292,600	300,900	312,600

備考　この表は、助産師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第２条　渋川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第３０条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」に改める。

第３３条第２項第１号中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」に改める。

（渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年渋川市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の９６．２５」を「１００分の９８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の８８．７５」を「１００分の９１．２５」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	４１９，０００
2	４７０，０００
3	５２５，０００
4	５９３，０００
5	６７７，０００
6	７９０，０００
7	９２３，０００

第４条　渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の９８．７５」を「１００分の９７．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の９１．２５」を「１００分の９０」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の渋川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第１及び別表第２の規定並びに第３条の規定による改正後の渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は、令和８年４月１日から適用する。

３　改正後の給与条例第３０条第２項及び第３項並びに第３３条第２項並びに改正後の任期付職員条例第９条第２項の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の渋川市職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第３条　前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理　由

　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市職員の給与に関する条例（平成１８年渋川市条例第４８号）の一部改正

（第１条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（初任給調整手当） 第１３条　医療職給料表（１）の適用を受ける職に新たに採用された職員には、月額３１万１，６００円を超えない範囲内の額を、採用の日から３５年以内の期間、規則で定める期間の区分に応じて、初任給調整手当として支給する。 ２　（略） （期末手当） 第３０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５（規則で定める職員（第３３条第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては１００分の１０８．７５）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６３．７５」とする。 ４～６　（略） （勤勉手当） 第３３条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又	（初任給調整手当） 第１３条　医療職給料表（１）の適用を受ける職に新たに採用された職員には、月額３１万８００円　を超えない範囲内の額を、採用の日から３５年以内の期間、規則で定める期間の区分に応じて、初任給調整手当として支給する。 ２　（略） （期末手当） 第３０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５（規則で定める職員（第３３条第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては１００分の１０６．２５）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。 ４～６　（略） （勤勉手当） 第３３条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又

は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０８．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２８．７５）を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５３．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の６３．７５）を乗じて得た額の総額 ３～５　（略）	は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０６．２５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２６．２５）を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５（特定幹部職員にあっては、１００分の６１．２５）を乗じて得た額の総額 ３～５　（略）

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市職員の給与に関する条例（平成１８年渋川市条例第４８号）の一部改正

（第２条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第３０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５（規則で定める職員（第３３条第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては１００分の１０７．５）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。 ４～６　（略）	（期末手当） 第３０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５（規則で定める職員（第３３条第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては１００分の１０８．７５）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６３．７５」とする。 ４～６　（略）
（勤勉手当） 第３３条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０７．５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２７．５）を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５２．５（特定幹部職員にあっては、１００分の６２．５）を乗じて得た額の総額	（勤勉手当） 第３３条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０８．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２８．７５）を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５３．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の６３．７５）を乗じて得た額の総額

３～５　（略）

３～５　（略）

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年渋川市条例第３１号）の一部改正

（第３条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　正　案

（給与条例の適用除外等）

第９条　（略）

２　特定任期付職員に対する給与条例第３条第１項、第１７条第１項、第２８条第１項、第３０条第２項及び第３３条第２項の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年渋川市条例第３１号。以下「任期付職員条例」という。）第７条第４項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１７条第１項中「医療職給料表（１）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（１）の適用を受ける職員、任期付職員条例第７条第１項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第２８条第１項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第３０条第２項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第３３条第２項第１号中「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。

別表（第７条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	４１９，０００
2	４７０，０００
3	５２５，０００
4	５９３，０００
5	６７７，０００
6	７９０，０００

現　行

（給与条例の適用除外等）

第９条　（略）

２　特定任期付職員に対する給与条例第３条第１項、第１７条第１項、第２８条第１項、第３０条第２項及び第３３条第２項の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年渋川市条例第３１号。以下「任期付職員条例」という。）第７条第４項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１７条第１項中「医療職給料表（１）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（１）の適用を受ける職員、任期付職員条例第７条第１項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第２８条第１項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第３０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、給与条例第３３条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」とする。

別表（第７条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	４０５，０００
2	４５５，０００
3	５０８，０００
4	５７４，０００
5	６５５，０００
6	７６５，０００

議案第９９号参考資料

893,000

7

923,000

7

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年渋川市条例第３１号）の一部改正

（第４条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（給与条例の適用除外等） 第９条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第３条第１項、第１７条第１項、第２８条第１項、第３０条第２項及び第３３条第２項の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年渋川市条例第３１号。以下「任期付職員条例」という。）第７条第４項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１７条第１項中「医療職給料表（１）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（１）の適用を受ける職員、任期付職員条例第７条第１項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第２８条第１項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第３０条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」と、給与条例第３３条第２項第１号中「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」とする。	（給与条例の適用除外等） 第９条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第３条第１項、第１７条第１項、第２８条第１項、第３０条第２項及び第３３条第２項の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年渋川市条例第３１号。以下「任期付職員条例」という。）第７条第４項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１７条第１項中「医療職給料表（１）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（１）の適用を受ける職員、任期付職員条例第７条第１項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第２８条第１項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第３０条第２項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第３３条第２項第１号中「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。

議案第９９号参考資料